

② 妊娠・出産

1 妊娠

(1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠中の経過や出生後の子どもの発育や発達等を記入する大事な健康の記録となります。大切に保管しましょう。安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康状態を確認することが必要です。この健診費用の一部を川崎市が補助しています。



母子手帳交付について



妊婦健康診査費用補助券の助成制度について

問 地域支援課 地区支援係 42番窓口 TEL 965-5157 FAX 965-5169

(2) 両親学級

妊娠中の生活や出産、育児についてのプログラムです。パートナーの参加も歓迎します。

日 程：第1金 午前または午後

場 所：区役所内 詳細についてはホームページをご参照ください。

対 象：初めてご出産の方とそのパートナー

※妊婦さんの身体への負担もあるため規定の週数でお受けください。

申込み：ホームページ参照



問 地域支援課 地区支援係 42番窓口 TEL 965-5157 FAX 965-5169

土日開催の両親学級

詳細はホームページをご参照ください。

●川崎市看護協会「プレパパ・プレママ教室」

HP <https://www.kawa-kango.jp/citizen/parents/>

●川崎市助産師会「両親学級」

HP <https://kawasaki-josanshi.com/>



▲川崎市看護協会



▲川崎市助産師会

(3) 歯っぴーファミリー健診

妊婦とそのパートナーの方の健康づくりのきっかけとして、歯っぴーファミリー健診をご活用ください。詳細は市ホームページをご参照ください。



HP <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000086628.html>

対 象：市内在住の妊婦とそのパートナー

内 容：歯科健診、健康づくりに関するアドバイス、前歯のクリーニング

費 用：一人 500円

問 健康福祉局 歯科保健政策担当 TEL 201-3182

(4) 出産育児一時金

健康保険の加入者が出産したとき、1児につき50万円(※)が支給されます(妊娠満12週以上の死産・流産の場合も支給されます)。申請方法 ▶P23

※令和5年4月1日以降に出産した方。令和5年3月31日以前の出産の場合、42万円。

出産育児一時金直接支払制度

健康保険に加入している方は、それぞれの健康保険で出産育児一時金を直接医療機関等に支払う制度を利用することができます。

*詳しくは、出産を予定している医療機関へご相談ください。

(5) 入院助産制度

所得税非課税世帯等の経済的な理由等で出産費用を負担することが困難な妊産婦の方を援助し、安心して出産できるよう補助を行う制度です。

問 地域支援課 地域サポート係 TEL 965-5160 FAX 965-5169

コラム

川崎市出産・子育て応援事業

出産・子育て応援事業では、「妊娠届出時」「妊娠8か月頃」「乳児家庭全戸訪問時」のアンケートの内容などをもとに妊娠・出産・子育てについて保健師などの専門職が相談をお受けします。

また、ベビー用品の購入や子育て支援サービス等にご利用いただけるよう「妊娠届出後」および「出産後」に、「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」として、それぞれ現金5万円を支給します。

問 出産・子育て応援事業コールセンター TEL 0120-123-004

コラム

パパにできること

妊娠によってママの身体はホルモン環境が大きく変化し、つわりや便秘等の身体面だけでなく、イライラや不安等精神面にも影響が及びます。パパはママがゆったりした生活ができるよう、二人の時間を大切にしてください。初めての出産では、両親学級に参加する等妊娠・出産について情報収集し、夫婦で出産や育児について話し合える機会があるとよいですね。

おなかの中の赤ちゃんが大きくなると、ママはそれまで簡単にできていたことが大変になってきます。例えば前かがみでの掃除等、無理な姿勢はお腹に負担がかかります。また重いものを持ったり、転んだりすると流産や早産の可能性もあります。パパは家事や身の回りのこと等、できるだけ行いましょう。また、妊娠中はいつ何があるかわからないので、パパの居場所はなるべくママに知らせ、連絡がとれるようにしておくことと安心です。

産前産後は、パパも精神的な不調をきたしやすいといわれています。生活スタイルの変化に加え、仕事等の多忙さも原因のひとつです。パパも育児休業を取る等、「仕事」と家事や育児、休養等「仕事以外の生活」との両立を目指しましょう。また産後は各種サービスを利用しながら無理なく夫婦で育児に取り組み、子どもの相談窓口等も活用しましょう。



(6)就労に関すること

①妊娠中の職場生活

時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限

妊娠中は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制がとられる場合にも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。

軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

母性健康管理指導事項連絡カード

医師等からの指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、医師等に「母性健康管理指導事項連絡カード」を記入してもらい、会社に伝えることも効果的です。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>



②休業について

産前休業

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週前）から、請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。

産後休業

出産日の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務には就業できます。

育児休業

1歳に満たない子を養育する従業員は、男女を問わず、希望する期間、2回まで子どもを養育するために休業することができます。

業務や休業については、会社に規定がなくても、パート等の方も（取得できる条件有）会社へ申し出ることができます。

問 神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎ 045-211-7380
月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

妊娠・出産に関する法制度についての情報提供サイト

「働く女性の心とからだの応援サイト」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



③休業中の経済的支援

出産育児一時金 ▶P15、23

出産手当金

産前・産後休業の期間中、健康保険から1日につき、原則として賃金の3分の2相当額が支給されます。 * 国民健康保険加入の方には、支給はありません。

問 協会けんぽ、健康保険組合、等

出生時育児休業給付金

子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、産後パパ育休(出生時育児休業・2回まで分割取得できます)を取得した場合、一定の要件を満たした方が対象で、原則として休業開始前賃金の67%が支給されます。

育児休業給付金

1歳未満の子(保育所に入れない等の事情があれば最長2歳に達する日まで)を養育するために育児休業を取得した等、一定要件を満たした方が対象で、原則として休業開始後6か月間は休業開始前賃金の67%、休業開始から6か月経過後は50%が支給されます。

問 最寄りのハローワーク

社会保険料

産前・産後休業中、育児休業中、健康保険・厚生年金保険の保険料は、会社から年金事務所又は健康保険組合に申し出をすることによって、本人負担分、会社負担分ともに免除されます。

雇用保険料

産前・産後休業中、育児休業中に会社から給与が支払われていなければ、雇用保険料の負担はありません。

国民健康保険料

国民健康保険に加入している方が出産した(出産予定がある)場合、以下の窓口へ届け出ることにより、その方の出産(予定)日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)月の3か月前から6か月間)の所得割分と均等割分の合計額が、世帯の国民健康保険料の年額から減額されます。

必要なもの：☐ 国民健康保険被保険者
☐ 母子健康手帳等(出産(予定)日や単胎・多胎の別がわかるもの)
 出産後の届出の場合、国保加入者と子の親子関係が確認できるもの
 (出生届出済の証明を受けた母子健康手帳等)が必要です。



問 保険年金課 国民健康保険担当 10番窓口 TEL 965-5189 FAX 965-5202

国民年金保険料

国民年金に加入している方が出産した(出産予定がある)場合、以下の窓口へ届け出ることにより、出産(予定)日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。

必要なもの：☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書など基礎年金番号の分かるもの
☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
☐ 出産(予定日)が確認できるもの(母子健康手帳など)



問 保険年金課 国民年金担当 12番窓口 TEL 965-5153 FAX 965-5202

④復職するときは

育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回少なくとも各30分間の育児時間を請求できます。

母性健康管理措置

出産後1年以内の女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要時間の確保を申し出ることができます。

時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限

産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様にこれらを請求できます。 ▶P17

⑤幼い子どもを育てながら働くために

短時間勤務制度

会社は、3歳未満の子を育てる男女労働者について、短時間勤務制度(原則として1日6時間)を設けなければなりません。

所定外労働の制限

会社は、3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があったときは、所定外労働をさせてはなりません。

子の看護休暇

小学校入学前の子を養育する男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に、1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために1日または時間単位で休暇を取得することができます(有給か無給かは会社の規程によります)。

時間外労働、深夜業の制限

会社は、小学校入学前の子を育てる男女労働者から請求があった場合は、1か月に24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはなりません。また深夜(午後10時から午前5時まで)に働かせてはなりません。

2 出産

出産後に区役所で行う手続き

	国民健康保険の方	国民健康保険以外の方
☐ (1) 出生届	○	
☐ (2) 出生連絡票の提出	○(窓口、郵送またはインターネット)	
☐ (3) 児童手当の申請	○*	
☐ (4) 健康保険への加入	○	加入する 健康保険組合等
☐ (5) 出産育児一時金の申請	○	加入する 健康保険組合等
☐ (6) 小児医療費助成の申請	○	

*公務員の方は原則、勤務先からの支給となりますので、勤務先にお問合せください。

(1) 出生届

子どもが出生した際の届出

届出期間：出生した日を含めて14日以内

届出先：住民登録地、本籍地、出生地の役所で届出ができます。

必要なもの：☐ 届出用紙(医師等による出生証明がなされたもの)
☐ 母子健康手帳

問 区民課 住民記録第3係 4番窓口 Tel 965-5123 Fax 965-5202

*生まれたお子さんのマイナンバーをお知らせする個人番号通知書は、出生届を提出した後、1か月程度で住民登録地あてに郵送されます。

新生児聴覚検査

先天性の聴覚障害を早期発見するため、出産した医療機関等で受ける検査です。生後60日までに受けた検査費用の一部を助成いたします。早期発見と早期治療が大切です。



先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常を早期に発見するための検査です。出産した医療機関等で検査を受けてください。



問 地域支援課 地区支援係 42番窓口 Tel 965-5234 Fax 965-5169

(2) 出生連絡票の提出

母子健康手帳に綴じ込みの連絡票またはインターネットによる提出
乳幼児健診や家庭訪問等の母子保健サービスに活用します。

提出期間：出生後14日以内

提出先：インターネット(市HPの入力フォーム)、窓口または郵送



問 地域支援課 地区支援係 42番窓口 Tel 965-5234 Fax 965-5169



赤ちゃん訪問

川崎市では、母子保健法に定められた「新生児訪問」または児童福祉法に定められた「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)」により、生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭をすべて訪問しています。

出生連絡票にて、ご希望の訪問を必ず選択し提出してください。折返し電話で訪問日程のお約束をさせていただきます。

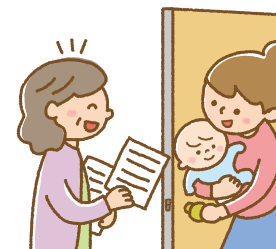
●新生児訪問

訪問指導員(保健師・助産師・看護師)がご家庭に伺い、赤ちゃんの体重測定や育児相談、お母さんの産後の体調についての相談をお受けします。



●こんにちは赤ちゃん訪問

子育て家庭と地域のつながりを目的として行う訪問で、研修を受けた地域の方が訪問員として身近な子育て情報等をお届けに伺います。



子育て応援ギフトは、「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」実施後の申請となります。

HP <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030575.html>



問 地域支援課 地区支援係 Tel 965-5234 Fax 965-5169

(3) 児童手当の申請

川崎市に住民登録があり、中学校卒業(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんを養育している場合は、申請を行うことができます。

申請の翌月分から支給が始まります。

出生日の翌日から15日以内に申請をすれば、出生月の翌月分から支給されます。遡って支給されませんので、お早めに申請してください。

必要なもの： ☐ 請求者名義の金融機関の口座がわかるもの
☐ 請求者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書
☐ 父母等のマイナンバー確認に必要な書類
(マイナンバーカードまたは通知カード及び身元確認書類)

* その他書類が必要となる場合があるため、お問合せください。

* 公務員の方は原則、勤務先からの支給となりますので、勤務先にお問合せください。

問 区民課 住民記録第2係 5番窓口 Tel 965-5121 Fax 965-5202

(4) 健康保険への加入

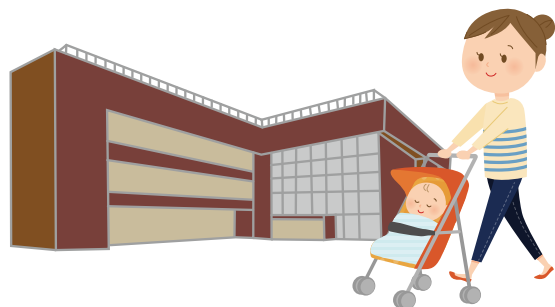
加入手続きの方法等は、加入する健康保険組合や勤務先へ連絡してください。

国民健康保険へ加入中の方

必要なもの： ☐ マイナンバー確認に必要な書類
(世帯主、同一世帯内の国民健康保険加入者全員分)
☐ 国民健康保険の被保険者証(同一世帯内の全員分)
☐ 届出人の本人確認書類
☐ 母子健康手帳

届出先：以下窓口

問 保険年金課 11番窓口 Tel 965-5189 Fax 965-5202



(5) 出産育児一時金の申請

直接支払制度を利用しなかった場合や直接支払制度を利用し出産費用が支給金額を下回った場合の差額支給を受ける場合は申請が必要です。

加入している健康保険組合等にお問合せください。

制度について▶P15

国民健康保険へ加入中の方

必要なもの： ☐ 出産育児一時金支給申請書(ホームページからダウンロード可能)
☐ 母子健康手帳
☐ 直接支払制度の利用有無に関する医療機関等との合意文書
☐ 被保険者証
☐ 医療機関等が発行した領収・明細書
☐ 世帯主名義の金融機関の口座がわかるもの

届出先：以下窓口

問 保険年金課 国民健康保険担当 10番窓口 Tel 965-5189 Fax 965-5202

(6) 医療証の交付

申請により小児医療証が交付されます。

健康保険診療分の自己負担額を助成します。

※令和5年9月から、通院医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡充し、所得制限を撤廃しました。



必要なもの： ☐ お子さんの健康保険証
☐ 父母等のマイナンバー確認に必要な書類
(マイナンバーカードまたは通知カード及び身元確認書類)

届出先：以下窓口又はぴったりサービス(オンライン申請)

問 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 9番窓口 Tel 965-5188 Fax 965-5202

償還払い制度について

・ 妊婦健康診査費用補助券

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030568.html>

・ 新生児聴覚検査費用助成

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000130796.html>

・ 産婦健康診査費用助成

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000155764.html>

詳細は地域支援課にお問い合わせいただくかホームページをご確認ください。



問 地域支援課 地区支援係42番窓口 Tel 965-5234 Fax 965-5169